

募集します！ 寄居町男女共同参画推進懇話会委員

町では、寄居町男女共同参画推進懇話会委員を募集します。男女共同参画推進懇話会は、寄居町における男女共同参画社会の実現に向け「寄居町男女共同参画推進プラン2020」に基づき実施される町政全般の施策について、町民意見を反映させるための機関です。現在の委員の任期満了に伴い、公募による町民枠の委員を募集します。男女共同参画に興味のある方のご応募をお待ちしています。

- ▶ 応募資格／応募日現在、満20歳以上の町内在住の方で、町のほかの審議会や委員会等の公募による委員になっていない方
- ▶ 募集人数／ **2** 人
- ▶ 任期／3年(令和4年4月1日～令和7年3月31日)
- ▶ 会議／年3回程度(平日の日中に開催)、各回2時間程度
- ▶ 謝礼／あり(会議の出席者)
- ▶ 応募方法／役場4階人権推進課および1階総合案内で配布する所定の応募用紙に、必要事項を記入のうえ、人権推進課へ持参、郵送、Eメールのいずれかで応募してください。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

- ▶ 応募期限／2月28日(月)まで
※郵送の場合は、期限必着。Eメールの場合は、同日送信有効。
- ▶ 選考方法／応募理由から推量される考え方や、性別・年齢などのバランスを考慮し、審査により決定します。
- ▶ 選考結果／応募者全員に文書で通知します。
- ▶ その他／町では、すべての分野において男女の平等な共同参画を推進し、行政の分野においても、女性の参画を促進しています。

▶ 提出先・問い合わせ

人権推進課
〒369-1292 住所記載不要
☎ 581・2121内線412
Eメール jinken@town.yorii.saitama.jp

お知らせ 住民票等の第三者交付にかかる本人通知制度をご存じですか？

住民票の写しや戸籍謄本等が、本人の代理人や第三者の請求によって交付された場合に、あらかじめ登録された方にお知らせをする制度です(一部通知対象外の場合があります)。虚偽やなりすましによる不正取得の早期発見や、不正請求の抑止につながります。

- ▶ 登録できる方／寄居町に住民登録している方、寄居町に本籍がある方等
- ▶ 申込場所／町民課、男衾連絡所、用土連絡所
- ▶ 必要書類／本人通知制度事前登録申込書(申込窓口へ備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます)、本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバー(個人番号)カード等)
- ▶ その他／第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を確認したりする制度ではありません。なお、申込書の内容に変更があった場合には届出が必要です。詳しくはお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

☎ 町民課(☎ 581・2121内線104)

催し 開催します！ 空き家活用セミナー

「所有する空き家の管理に困っている」、「自宅が将来空き家になるかもしれない」、「活用したいけれど具体的な方法が分からない」など、空き家に関する悩みを解消するため、町と連携協定を結ぶ空き家活用株式会社が、専門的な知見を生かして具体的な利活用の方法をレクチャーします。

- ▶ 日時／ **2月5日**(土)午前10時～11時30分
- ▶ 場所／中央公民館・寄居町民ホール
- ▶ 対象／町内在住の方、町内にある空き家の所有者または所有者の関係者
- ▶ 定員(一般の方)／50人(申込順)
- ▶ 費用／無料

個別相談会(無料)

セミナー終了後、参加者を対象に個別相談会を予約制(先着9組)で実施します。希望される方は、セミナー参加の申し込みと併せてご予約ください。

☎ 自治防災課(☎ 581・2121内線372)



市町村交通災害共済にご加入ください！

町では、交通事故でのけがの治療やご遺族へのお見舞いを目的とした「市町村交通災害共済」の加入を推進しています。加入を希望する方は、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。

- ▶ 加入できる方
町内に居住し住民登録をしている方、またはその方の被扶養者で学修のため町外に転出している方
- ▶ 共済会費
年額 1人 **500** 円
- ▶ 共済期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
※4月1日以後の申し込みは、申込日の翌日から令和5年3月31日まで
- ▶ 加入受付場所・期間
○生活環境エコタウン課(役場2階) ⇒ 2月1日(火)から受付(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
○郵便局 ⇒ 2月1日(火)から12月末日まで随時受付(土・日曜日、祝日を除く)
○各区 ⇒ 2月、3月の指定期間(区の取り扱いに従ってください)

対象となる交通事故

- 共済期間中に国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等の交通に伴う接触、衝突、転落、転覆などの事故。または歩行中、これらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故
- 共済期間中に国内の踏切道で起きた電車等との接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故

- 作業用特殊自動車で作業中の事故
- バス等の乗降中における事故
- 幼児用乗用具(玩具)による自損事故
- 歩行中、交通事故以外の不注意による事故
- 会員の故意または重大な過失による事故
- 会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等の事故

☎ 生活環境エコタウン課(☎ 581・2121内線221・222)

お知らせ お知らせします！ 交通事故被害者の家族への援護金

県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等(※)を対象に援護金を給付しています。

※交通事故により保護者が死亡、または重い障害を負った保護者に養育されている子どもをいいます。

▶ 給付対象／次の表に掲げる世帯に属する交通遺児等で、平成15年4月2日以降に生まれた方

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	274万円以下
2人	312万円以下
3人	350万円以下
4人	388万円以下
5人以上	426万円以下

- ▶ 給付額／子ども1人につき10万円(1回のみ)
 - ▶ 給付時期／5月上旬(4月末までに「給付決定通知書」を送付します)
 - ▶ 提出期限／1月31日(月)まで
 - ▶ 提出先／みずほ信託銀行浦和支店(さいたま市浦和区高砂2-6-18、☎ 048・822・0191)に郵送、またはご持参ください。
 - ▶ その他／申請書は、町の生活環境エコタウン課、福祉課、教育総務課に備え付けてあります。
- ☎ 県防犯・交通安全課(☎ 048・830・2955)

お知らせ 1月10日は110番の日 110番は事件・事故の「緊急通報」専用です

1日に寄せられる110番通報は約1,700件で、そのうち緊急性のない問い合わせや、いたずら電話などが、およそ2割を占めています。110番は、警察官に今すぐ現場へ駆けつけてほしい場合に利用する緊急通報の専用電話です。110番通報の適切な利用に、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

110番通報する際の6つのポイント

- ①事件なのか事故なのかを伝える
- ②いつ発生したのかを伝える(○分前、たった今、等)
- ③場所を伝える(お店の看板や電柱等の表記を参考に正確に)
- ④犯人を見たかどうかを伝える(逃走方法や逃走方向、車両のナンバー等手掛かり等も)
- ⑤現場の状況を伝える(バイクと歩行者の事故、バッグをひったくられた、等)
- ⑥通報者の連絡先を伝える

緊急性のない相談等は…

- けいさつ総合相談センター(☎ #9110)へ。
※ダイヤル回線および一部のIP電話は(☎ 048・822・9110)生活の安全に関するさまざまな悩み事や、警察への要望などを受け付けています。

☎ 寄居警察署地域課(☎ 581・0110)